

上記審査請求人から平成23年7月8日付けで提起のあった保護開始決定処分に 係る審査請求について、次のとおり裁決する。

# 主文

福井市福祉事務所長が平成23年6月24日付けで審査請求人に通知した生活保護法第24条の規定による平成23年5月30日付け保護開始決定を取り消す。

理由

# 第1 審査請求の趣旨および理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、福井市福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が平成23年6月24日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)に対して行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第24条の規定による保護開始決定(以下「本件処分」という。)について、平成23年5月30日付けの開始の取消し、平成23年5月27日から法第25条の規定による保護開始決定を求める、というものである。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりである。

請求人は、平成23年5月27日に搬送された 内で脳梗塞を発症し、入院治療を余儀なくされた。治療により意識を回復した同年5月30日に生活保護法が適用されたが、5月27日に病院に搬送された際、請求人には助けてくれる身寄りもなく、健康保険にも加入していない状況であると当該病院の担当者に伝えている。また、その担当者も当日、処分庁に電話をして、生活保護申請の手続きなどの話をしている。こうした状況を踏まえると平成23年5月27日から保護開始がされるべきで処分庁の対応に疑問を感じる。と主張している。

### 第2 当庁の認定事実および判断

- 1 当庁の認定した事実および判断は、次のとおりである。
  - (1) 認定した事実
    - ア 請求人は平成23年5月27日、越前市の で腹痛を訴えて、 救急搬送で同市の に運ばれている。当初は意識もあり叔父への連 絡先や健康保険の未加入であることを病院関係者に伝えている。

- イ 請求人は、検査中に右片麻痺、全失語の出現、意識レベルの低下から心 房細胞による脳梗塞と診断され、ICUでの入院治療となった。平成23 年5月30日にICUから退室するまでの間、血栓溶解療法などの措置が 行われた。
- ウ で事務をしている は、請求人が健康保険未加入であることから生活保護受給の有無について、平成23年5月27日午後、処分庁から電話にて確認している。また、生活保護の手続きについても説明を受けている。また、翌日および翌々日は土、日曜日であるため、処分庁職員が出勤していないと聞いている。
- 工 請求人はICUから退室した平成23年5月30日、処分庁に生活保護の申請意思を伝えた。
- オ 処分庁は、平成23年5月27日午後6時頃、 事務担当者から の求めに応じ、請求人の保護受給の有無、生活保護の手続きなどを説明し ている。
- カ 平成23年5月28日、29日は土曜日、日曜日であった。
- キ 処分庁は平成23年5月30日午前中に に電話をしている。同日、請求人からの電話を受けて生活保護の説明、申請意思の確認をしている。
- ク 処分庁は平成23年6月2日、 にて請求人に面会し、生活保護申請書を受理した。同年6月23日にケース診断会議を行い、翌24日に請求人に5月30日を生活保護開始とする生活保護決定通知書を手渡した。
- ケ 請求人は、本件処分を受け、平成23年7月19日に本件審査請求を行った。
- コ 処分庁は、平成23年8月5日、「本件審査請求を棄却するとの裁決を 求める。」との弁明書を提出し、その理由として、「生活保護の申請につ いては、法第7条で「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同 居の親族の申請に基づいて開始するものとする」と明記されており、申請 権者の範囲が定められている。」と弁明している。
- サ 請求人は、平成23年8月27日、反論書を提出し、「請求人は病院での検査中に脳梗塞を発症し、生命の維持に必要な治療を受けている。請求人は、肉体的にも経済的にも急迫した状態である。」とし、法第25条の職権保護にあたると反論している。
- シ 処分庁は、平成23年9月14日、再弁明書を提出し、「請求人は、 で生命の維持に必要な治療を既に受けている状態にあったことから、直ちに生命に危険が及ぶような急迫状態ではない。また、医療費が払えない恐れがあることが直ちに急迫状態に陥るものではないと判断した。」としている。
- ス 請求人は、平成23年9月30日、再反論書を提出し、「請求人は、腹痛から救急車にて に搬送され、左腎梗塞と診断され検査中に右片麻痺、全失語の出現、意識レベルの低下から心房細胞による脳梗塞と診断されてアクチバシンの投与、ICUに入院となった。心房細胞による脳梗塞のような心原性脳塞栓症の場合、一般的に死亡や寝たきりといった重度障害となる割合は60%と高いものであり、極めて重篤で直ちに適切な医療を施さなければ、生存が危ぶまれる状態であった。」とし、急迫の状態であったことは明らかであると反論している。

セ 請求人は、平成23年10月11日、口頭意見陳述を行った。

平成23年9月30日に提出した再反論書の内容をあらためて陳述した。 ソ 処分庁は、平成23年10月20日、再々弁明書を提出し、「請求人が 救急搬送後約5時間にわたり、意識がはっきりしていたこと、トイレまで 歩行していることから生命にかかわるような急迫した状態にあったと認め るに足りる十分な証拠はない。」とし、上記シの判断を補足している。

また、「法第25条で「保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。」とされている。また、その実施機関については法第19条第2項で「居住地が明らかである要保護者であっても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行うものとする」と規定されており、仮に、請求人が主張するとおり、平成23年5月27日時点で急迫した状態であったとしても、法19条第2項に基づき、職権保護の実施機関は、現在地を所管する越前市福祉事務所となる。」と弁明している。

夕 請求人は、平成24年2月1日に再々反論書を提出し、まさに本件のような場合こそ、「要保護者を直ちに保護する必要がある場合に、職権による保護を開始することにより、遺漏がないようにする」という法25条の趣旨が該当する。

また、法19条2項は、急迫した状況におかれた要保護者に対し、現在地における保護をも選択的に認めたものと解するべきである。

さらに、厚生労働省では、「土曜日の夕方急病で入院した要保護者から月曜日に保護の申請があったが、土曜日にさかのぼって保護を適用して差し支えないか。」という間に対して、「医療扶助の適用については、設例の場合のように、急病等のため申請遅延につき真にやむを得ない事情のあったことが立証される場合には、必要最小限度で申請時期からさかのぼって保護を開始して差し支えない。」としており、本件でも、上記問いにいう「急病等のため申請遅延につき真にやむを得ない事情のあったことが立証される場合」に該当するので同月27日にさかもどって保護を開始すべきである。と反論している。

### (2) 判断

① 要保護者が急迫した状況にあるときの保護について

ア法第4条第1項、第2項では、資産、能力の活用および扶養義務者の扶養、他の法律による扶助が優先されることを規定しているが、第3項では、「前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。」としている。また、法第7条の但し書で、「要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。」とし、法第25条第1項では、「保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。」としている。

イ 法第19条第2項で「居住地が明らかである要保護者であっても、そ の者が急迫した状況にあるときは、その急迫した自由が止むまでは、そ の者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現在地を所管 する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行うものとする」 としている。

- ウ 「生活保護法の施行に関する件(依命通知)」(厚生事務次官通知 昭和25年5月20日厚生省発社第46号)の第3保護の原則に関する事項では、「新法においては、生活に困窮する国民に対して保護の請求権を認めたことに対応して、保護は申請に基づいて開始することの建前を明らかにしたのであるが、これは決して保護の実施機関を受動的、消極的な立場に置くものではないから、保護の実施に関する者は、常にその区域内に居住する者の生活状態に細心の注意を払い、急迫の事情のあると否とにかかわらず、保護の漏れることのないようこれが取扱いについては特に如何のないよう配慮すること。」としている。
- エ 一方、医療扶助については、「生活保護法による医療扶助運営要領について」(厚生省社会局長通知 昭和36年9月30日厚生省社発第727号)の第3医療扶助実施方式の10急迫保護等の(2)において、「保護を受けていない患者が急迫した状況にあるため、保護の申請の手続をとらないで入院し、又は入院外の治療を受けた場合であって、保護の申請権者又は医療機関から医療扶助の適用について連絡があったとさは、すみやかに保護申請書を提出するよう指示するとともに、要否の判定があるまでは医療扶助の決定があったものとして取り扱うことができないので、この点を留意させること。この場合、連絡の経緯を記録にとどめることとし、保護を要するものと認められたときは、連絡のあった日を保護申請書の提出のあった日とみなして差しつかえないこと。」としている。
- オ また、厚生省社会局保護課長通知(昭和38年社保第34号。以下「課長通知」という。)第10の2により、「(問)土曜日の夕方急病で入院した要保護者から月曜日に保護の申請があったが、土曜日にさかのぼって保護を適用して差し支えないか。(答)医療扶助の運用については、設例の場合のように、急病等のため申請遅延につき真にやむを得ない事情のあったことが立証される場合には、必要最小限度で申請時期からさかのぼって保護を開始して差しつかえない。」としている。

#### ② 本件処分についての判断

- ア 処分庁は、再弁明書において、「請求人は、 で生命の維持に 必要な治療を既に受けている状態にあったことから、直ちに生命に危険 が及ぶような急迫状態ではない。また、医療費が払えない恐れがあることが直ちに急迫状態に陥るものではないと判断した。」と弁明しているが、請求人は、平成23年5月27日午前11時30分に に救 急搬送された後、検査中に右片麻痺、全失語の出現、意識レベルの低下 から心房細動による脳梗塞と診断されており、重篤な疾病に罹患しており、請求人の病状は、生存が危うく、社会通念上放置し難い状況であったと認められ、請求人が急迫した状況であり、保護が必要であったと判断される。
- イ また、処分庁は再々弁明書において、「請求人が救急搬送後約5時間 にわたり、意識がはっきりしていたこと、トイレまで歩行していること

から生命にかかわるような急迫した状態にあったと認めるに足りる十分な証拠はない。」と弁明している。しかし、この点において、請求人は、口頭意見陳述において、担当医師に対して、医療費を「生活保護でお願いしたい。」と伝えた後、呂律が回らなくなったと陳述しており、再反論書とともに提出された診療録においても救急搬送後約6時間後の17時25分から17時30分の間に右片麻痺が出現したと記録されている。救急搬送された時点においては、直ちに急迫状態であったとは判断できないが、症状が出現した時点において、急迫した状況であったと判断される。

したがって、担当医師に対して、医療費を「生活保護でお願いしたい。」 と伝えた時点で請求人に申請意思があったと判断でき、請求人の病状に よって処分庁に申請ができなかったものと判断される。

- ウ 上記イの状況を把握した の事務担当者は、同日、処分庁に電話をして請求人が救急で病院に搬送され、請求人の生活保護受給者の有無や生活保護の手続き、土日の対応について説明を受けている。処分庁においても、同日午後6時頃、 事務員 氏から上記について電話があったことを弁明しており、平成23年5月27日に中村病院から処分庁に連絡があったことは明らかである。
- エ 処分庁は上記①ウの記載にあるとおり、 から電話があった時点において、生活保護の手続きの説明に加えて、請求人が救急搬送された状況確認を行い、保護の漏れることのないよう特に配慮することが必要であったと判断される。
- また、処分庁は再々弁明書において、「仮に、請求人が主張するとお り、平成23年5月27日時点で急迫した状態であったとしても、法1 9条第2項に基づき、職権保護の実施機関は、現在地を所管する越前市 福祉事務所となる。」と弁明している。しかし、上記イのとおり、請求 人は、医師に対して「生活保護でお願いしたい。」と申請意思を示して おり、上記エの連絡時に請求人の状況確認をすれば、請求人には申請意 思があったものの、急病により申請ができない状況であることは十分把 握できる。処分庁は法25条第1項に規定される職権保護による保護開 始をするのではなく、上記①エにより、医療扶助に関する説明など適切 に教示するとともに、連絡の経緯を記録にとどめ、連絡のあった5月2 7日を保護申請書の提出のあった日とみなして保護を開始し、医療扶助 を行う必要があったと判断される。なお、閉庁時の連絡であり、十分な 対応ができなかったと仮定しても、請求人から提出された診療録から、 上記①オによる急病等のため申請遅延につき真にやむを得ない事情があ ったと認められ、5月27日にさかのぼって保護を開始する必要があっ たと判断される。
- カ したがって、請求人は、生活保護申請の意思を示した後、重篤な疾病 に疾患し急迫した状態にあったと思料され、救急搬送された 平成23年5月27日に処分庁に対して電話をしていることから、電話 のあった平成23年5月27日に保護申請書の提出があったものとみな して、さかのぼって保護を開始し医療扶助を行う必要があったと認めら れる。

以上のことから、請求人の申し立てを認め、主文のとおり裁決する。

平成24年 月 日

福井県知事 西川 一誠

## 教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができる。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした福井市を被告として決定取消しの訴え(訴えにおいて福井市を代表する者は福井市長となる。)を、あるいは福井県を被告としてこの裁決の取消しの訴え(訴えにおいて福井県を代表する者は福井県知事となる。)を提起することができる。